

前回（第17回）審議会における委員からの主な意見と対応方向について

項目	意見	対応方向
1 主な施策方向(1)～「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」～関係	「いわての文化情報大事典」について、他県の人からの問合せに対してホームページを見てもらえれば済むようにしていただきたい。	委員の皆様をはじめ、県内の文化芸術関係者・団体等の御協力を仰ぎ、データを効率的に集約できる体制の構築を検討していきたいと考えます。
	文化芸術情報について、まずは正確なデータ（ベース）を集めることが重要である。	
	ホームページについて、閲覧数が減っているということは良いホームページではない、使いやすくない、ということなのではないか。	
	文化芸術振興において、本県は「岩手らしさ」を出してやるべきことがあるかと思う。	
2 主な施策方向(2)～「文化芸術と県民との交流支援体制の整備」～関係	新しい文化芸術分野の支援、これはとつても大切なことでぜひやってほしい。	新しい文化芸術分野の支援については、既存の文化芸術の振興及び担い手育成等と並行しその方策を検討していく必要があると考えます。
	ポップカルチャー等の新しい文化芸術と古典的な文化芸術とどう結びつけて進めていくのかを考える必要がある。	
	被災地では、民俗芸能から別の分野の文化芸術についても自らがやりたい、発信したいという人が増えている。	
3 主な施策方向(3)～「豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援」～関係	4つの施策方向の中で、芸術分野本体に関わるのは「主な施策方向(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援」だけで、他の項目（情報発信、支援体制整備、ネットワークの形成等）は派生的なものである。	「主な施策方向(3)」については、引続き4つの施策方向のひとつとして考えていきたいと思いますが、御指摘を踏まえて、施策内容を充実させていきたいと考えます。
	①従来からある高齢化・後継者不足の問題と②震災の影響の捉え方を整理しておくべきである。	
	「触れる機会を増やすこと」だけでなく、その次の展開、すなわち、子ども・若者が文化芸術の各分野に「入っていく」ための取組が必要。	文化芸術における活動者育成支援について、指針改訂においても引続き検討していきたいと考えます。
	今問題となっているのは、古典芸能だけでなく、文化芸術の様々な分野で後継者、継承者が不足していることである。	

項目	意見	対応方向
4 「4つの施策方向」について	<p>4つの施策方向は、条例の最終的な目標「文化芸術とともに生きる真の意味の豊かな地域社会の形成」という観点に反映されているものにはなっていないと思う。</p> <p>指針について、地域社会をどう形成するか、芸術文化本体をどうするのかというところにウエイトを置くべき。</p> <p>文化芸術振興を通して「地域の振興につなげていく、豊かにしていく」ということが最終の目標地点である。</p> <p>施策評価について、実施してきたことが「地域の豊かさ」に繋がったのかということで評価していく視点が必要。</p> <p>4つの施策の方向のキーワード「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」がわかりづらい。</p>	<p>指針においては、4つの施策方向に基づく各取組を着実に実行することが「豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成」に繋がるものとされております。</p> <p>改訂指針においても、現行指針の考え方・理念を踏襲し、この5年後の目標及び文化芸術の振興目標をさらに意識しつつ、引続き4つの施策方向とその内容について検討・設定していきたいと考えます。</p> <p>4つの施策方向のキーワードについては、その内容を分かりにくくしていると考えられることから、改訂指針においては削除する方向で検討していきます。</p>
5 岩手県文化芸術振興基本条例について	<p>目標である「地域の豊かさ」につなげるとすれば、地域文化の中にあり、衣食住にかかわる生活文化が基本となるべきである。</p> <p>岩手県文化芸術振興基本条例において、本当に地道かつ地元で根差してきた生活文化に向ける視点が弱い。</p>	<p>「生活文化分野」の重要性を十分に認識したうえで、指針改訂においてもその方策を充実していけるよう検討いたします。</p>
6 社会経済情勢等の変化や県の施策等について	<p>東日本大震災津波から3年たった現状について、分析をしっかりと行う必要がある。</p>	<p>現状の課題の抽出・分析については、主に5年間の施策を検証したうえで導き出したものですが、今後、県民アンケート調査や市町村等との意見交換会を実施する中で、さらに補強に努めてまいります。</p>
7 国の動向について	<p>国の文化芸術指針又は基本的方向がどのようなになっているのか。</p> <p>また、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場、音楽堂等の役割や国・地方公共団体の取り組むべき事項が明確化されるとともに、平成32年までに日本各地の文化力の基盤を計画的に強化し、文化大国として世界の文化芸術の交流のハブとなることをめざす「文化芸術立国中期プラン」が平成26年3月に策定されています。</p> <p>※ 次の3～5ページに「第3次基本方針」「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「文化芸術立国中期プラン」の概要を掲載しました。</p>	<p>【回答】</p> <p>国では、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成23年に「第3次基本方針」が策定されました。</p>



文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの



国の政策の根幹に据え、
今こそ「文化芸術立国」を目指す

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

②文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

③社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

<p>戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入 諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入 地域の核となる文化芸術拠点への支援充実 劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討 美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用 民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援 国立文化施設の機能充実及び運営見直し 	<p>戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手をはじめ芸術家の育成支援 文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実 文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実
<p>戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実 コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実 	<p>戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承 積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実 文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大 アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用
<p>戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用 新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興 	<p>戦略6 文化発信・国際文化交流の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実 中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ 文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実 文化財分野の国際協力の充実 東アジアにおける国際文化交流の推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- 横断的かつ総合的な施策の実施
 - 重点戦略相互の施策を横断的に実施
 - 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章(第8条以下)の各条に沿って基本的施策を列挙

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

1. 趣 旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等(以下「劇場、音楽堂等」という。)に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現 状》

- 我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概 要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。(第2条～第8条)
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。(第9条～第15条)
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。(第16条)

(参考)

- ① 「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義(第2条)
- ② 劇場、音楽堂等の事業(第3条)
- ③ 劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割(実演芸術の水準向上等)(第4条)
- ④ 実演芸術団体等の役割(実演芸術に関する活動の充実等)(第5条)
- ⑤ 国の役割(劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施)(第6条)
- ⑥ 地方公共団体の役割(地域の特性に応じた施策の策定、実施)(第7条)
- ⑦ 関係者等(劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体)の相互の連携及び協力(第8条)
- ⑧ 国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置(第9条)
- ⑨ 国際的に高い水準の実演芸術の振興等(第10条)
- ⑩ 国際的な交流の促進(第11条)
- ⑪ 地域における実演芸術の振興(第12条)
- ⑫ 人材(制作者、技術者、経営者、実演家等)の養成及び確保等(第13条)
- ⑬ 国民の関心と理解の増進(第14条)
- ⑭ 学校教育との連携(第15条)
- ⑮ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定(文部科学大臣)(第16条)

3. 施行期日

公布の日(平成24年6月27日)

文化芸術立国中期プラン(概要)

～2020年に、日本が「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～

〔現在〕 「世界に誇る我が国の文化力」を保有
 (例:各地で行われる芸術祭、祭り・郷土芸能、神社・寺院、古民家、創造都市、美術館・博物館・劇場)

我が国の強み
 =「国力」

〔2020年までの期間〕「国力」である文化力の強化期間
 2020年までに、日本各地の文化力の顕在化、
 基盤の計画的な強化

掘り起こし+育てる+発信

< 人をつくる > (施策例)



福島市の小学校で

- ・子供の文化芸術体験の充実
- ・ファシリテーターの育成
 (芸術をかみ砕いて、楽しく解説する人材)
- ・伝統芸能・伝統工芸後継者育成
- ・新進芸術家の海外研修
- ・学校での体験型ワークショップ充実
- ・トップレベルの芸術活動への支援
- ・芸術系大学の実践的カリキュラム開発

< 地域を元気にする > (施策例)



◎第31回ヨコハマカ
 ーニバル

- ・文化財の保存修理・防災対策抜本強化
 (建造物根本修理適正周期の150年目指す)
- ・総合的管理方針を持つ史跡、名勝
 (現在400件→800件へ)
- ・歴史文化基本構想策定自治体数
 (現在20地域→100地域へ)
- ・創造都市ネットワーク加盟自治体数
 (現在32→170へ)
- ・寄附文化の醸成

< 世界の文化交流のハブとなる > (施策例)



米国で雅楽のワー
 クショップ

- ・「伝統+ポップカルチャー」で発信強化
- ・海外発信サイトの充実
 (訪問回数100万回→200万回へ)
- ・衣食住の海外発信を強化
- ・メディア芸術祭の強化
- ・ジャパン・ウィークを通じた発信
- ・世界創造都市サミットの開催
- ・東アジア文化交流使構想実現
- ・東アジア文化都市での交流事業

施設・組織、制度の整備
 強固な文化力の基盤形成

2020年

『文化の国』

世界に尊敬され、愛される

全国の自治体、芸術家等
 とともに、文化イベント

日本津々浦々で、
 文化での発信/人の往来

